

次代を支える方へ

相続定期預金
愛つづく

お預入期間	金利(年)	税引後(年)
6ヶ月	0.10%	0.079%
1年	0.12%	0.095%
3年	0.15%	0.119%

- お取扱い対象者 相続手続き完了後1年以内に、相続によりお受取りになった資金を原資としてお預け入れいただける個人の方
- お預入れ金額 相続によりお受け取りになった金額の範囲内
- お預入れ期間 6ヶ月・1年・3年
- お取扱い種別 スーパー定期預金・大口定期預金
自動継続扱（元金継続・元利金継続）
- お取扱期間 平成30年4月1日～
- ご用意いただくもの 相続により取得したことが確認できる書類
- ・ 当庫預金の場合：相続依頼書等の写し
 - ・ 他行預金の場合：相続関係書類、計算書等の写し

※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

※ この商品は、預金保険制度の付保対象預金です。

※ 中途解約された場合は、当初預入日から解約時まで当金庫所定の中途解約利率を適用します。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。店頭の商品説明書をご用意しております。



西尾信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/nishio/>

(30.04)